

ヒトパピローマウイルス感染症

◇接種間隔の起算日は接種した日の翌日です。
◇対象者、年齢、間隔は定期予防接種として予防接種関連法令に定められたものです。

小学校6年生～高校1年生相当	
2価 (サーバリックス)	<p>1ヶ月以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>1回目から6ヶ月以上</p>
	<p>※上記方法をとることができない場合</p> <p>1ヶ月以上</p> <p>1回目から5ヶ月以上かつ 2回目から2年半以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p>
4価 (ガーダシル)	<p>2ヶ月以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>1回目から6ヶ月以上</p>
	<p>※上記方法をとることができない場合</p> <p>1ヶ月以上</p> <p>3ヶ月以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p>
9価 (シルガード)	<p>2ヶ月以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>1回目から6ヶ月以上</p>
	<p>※上記方法をとることができない場合</p> <p>1ヶ月以上</p> <p>3ヶ月以上</p> <p>1回目 2回目 3回目</p>

※なお、9価ワクチン(シルガード)については、1回目を15歳の誕生日までに接種し、5か月以上の間隔において2回目を接種した場合、2回での接種完了も可能とする。

ヒトパピローマウイルス感染症:キャッチアップ対象者

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれ

接種回数・接種間隔については小学校6年生～高校1年生相当と同じ。
これまでに未接種の者は3回、1回目および2回目が接種済みの者は、2回目以降および3回目が接種可能。
キャッチアップの期間は令和6年度末(令和7年3月31日)まで。

注意

過去に接種歴のある場合は、原則として同一種類のワクチンを使用することとし、ワクチンの種類が不明の場合、医療機関(医師)と被接種者および保護者で十分に相談したうえでワクチンの種類を選択し接種する。その際、医療機関(医師)においては、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ等の情報を参考にし、十分な説明を行う。

